

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 26 回一般原則部会 (CCGP)

日時 : 2010 年 4 月 12 日 (月) ~ 4 月 16 日 (金)

場所 : パリ (フランス)

想定される仮議題

食品の国際貿易における倫理規範の改訂案
部会及び特別部会の議長向けガイドラインの改訂案
コーデックス各部会におけるリスク分析方針の再検討
一般原則部会の委託事項 (Terms of Reference) の修正案
OIE と Codex の合同規格

(注) 本部会の仮議題は現時点でコーデックス事務局から未着のため、前回会合及び総会の報告書に基づく想定される主な仮議題である。

第 26 回一般原則部会 (C C G P) の主な検討議題

日時：2010 年 4 月 12 日 (月) ~ 4 月 16 日 (金)

場所：パリ (フランス)

主要議題の検討内容

食品の国際貿易における倫理規範の改訂案 ステップ 7

「食品の国際貿易における倫理規範 (1978 年制定、1985 年改訂)」が、様々な Codex 規格が作成される前、及び WTO 協定発効前の内容になっておりそれらと不整合が生じていることから、その改訂について議論されているもの。

前回第 25 回会合 (2009 年 4 月) では、現行規範の倫理に関する原則のみに着目して作成された改訂原案に基づいて議論が行われ、範囲とタイトルに国際貿易だけでなく食糧援助も加えること、他国に輸出される食品は他に根拠がない限り、輸出国の法律も満たすべきであること等の変更が加えられた上で、第 32 回総会にステップ 5/8 で最終採択が諮られた。第 32 回総会では、複数の国から改訂原案をステップ 5/8 で最終採択するのは時期尚早であり CCGP でさらなる検討が必要であるとの意見が出されたが、理由として、食品安全の概念は普遍であり、二国間の同意のもとで輸出国の基準に適應しない食品の輸出を認める例外規定を設けるのは、各国内の食品基準との齟齬をきたす可能性から適当でない、当該倫理規範が適切に実施されていることの検証を、特に食品管理システムが不十分な国がどのようにして倫理規範の実施の検証を行うかの規定が欠けていること、などを指摘した。

これに対し、アフリカ諸国等、別の国々から、この倫理規範は最低限必要な事項について網羅的に記載されており、まずはドキュメントを早急に採択して、各途上国でこれを実施することが必要であるとの意見が示された。

結局、改訂原案は最終採択ではなくステップ 5 で予備採択され、各国意見を求めたのち、今次 CCGP で議論するよう決定された。なお、CCGP では、特定の懸念事項に対する具体的な提案に限って議論を進め、次回総会での最終採択をめざすことが必要であるとされた。

我が国としては、1978 年の倫理規範の制定以降、各部会において、個別の分野についてのコーデックス規格が整備されていることから、それらとの重複を避け、倫理的な規範に内容が絞られた現行案を基本的に支持する立場で、本討議が輸入食品の安全性確保に資するものとなるよう適切に対応したい。

部会及び特別部会の議長向けガイドラインの改訂案

前回第 25 回会合で、コンセンサスの概念とコーデックスにおけるその適用について議論

し、手続きマニュアルの「コーデックスの各部会の議長ガイドライン」の中に、議論が膠着した場合のファシリテーターの活用を明記することなどいくつかの決定をしたが、これに関連して、マレーシアが、当ガイドラインに「実質的な問題 (substantive issue) に対し正当な理由に基づく継続的な反対があった場合、議長は、コンセンサスが得られたと決定する前に、対立する議論を調停することによって、その意見が考慮されるようにすべき」との一文を追記すべきと提案した。

CCGP は、第 32 回総会に対して、CCGP がこれについてさらに議論すべきかどうか助言を求めた結果、マレーシアの提案について、回付文書で加盟国の意見を求め、今次 CCGP で議論することとされたものである。

マレーシアの提案についてその意図を確認する必要があるが、基本的に、現在のガイドラインで必要事項は十分に網羅されており、さらなる変更は必要ないとの立場で適切に対応いたしたい。

コーデックス各部会におけるリスク分析方針の再検討

コーデックス戦略計画 2008-2013 の Activity 2.1 では CCGP が各部会におけるリスク分析の原則に関する文書の間の様式・内容等の一貫性の有無についてレビューすべきとある。これに基づき本作業は、食品添加物部会、汚染物質部会、残留農薬部会、食品残留動物用医薬品部会及び栄養・特殊用途食品部会に適用されるリスク分析の原則に関する文書の整合性などをチェックする。

前回部会では、事務局より、各部会のリスク分析の原則について、形式が必ずしも「コーデックス委員会の枠組みの中で適用されるリスク分析の作業原則」にあっていないこと等の指摘がなされたが、2011 年までに作業を終える必要があることから、食品衛生部会のリスク分析の原則に関する文書の作成を待たずに、本部会で指摘のあった、それぞれのリスク分析の原則を比較できるような資料を作成して欲しい等の意見を踏まえ、事務局が再度文書を回付して各国の意見を求めることとなった。(注：食品衛生部会のリスク分析の原則に関する文書の原案は次回総会に諮られることが決定している。農薬については現在リスク分析のテキストが改訂中である。)

資料は未着であるが、リスク分析の目的である消費者の健康の保護を確保した上で各部会のリスク分析方針の整合を図るように適切に対応いたしたい。

一般原則部会の委託事項 (Terms of Reference) の修正案

「一般原則部会の委託事項」中の「受託(acceptance)」に関する文言の取り扱いが前回部会で議論され、「受託(acceptance)」を含む文章全体が委託事項とは関係なく、過去に本部会が扱った議題の例示であることから、文章全体を削除することで合意された。このこ

とについては第 32 回総会に諮られ、“acceptance procedure”の用語の削除に反対する国はいなかったものの、マレーシア、カナダ、シンガポール及びタイから、規格の経済的影響を吟味するメカニズムを部会の委託事項に残すべきとの考えから再検討する必要があるとの意見が出された結果、CCGP が提案した修正案は採択されず、再度、今次部会にて検討することとなったもの。

資料は未着であるが、一般原則部会の役割とその所掌について、これまでの経緯などを踏まえて適切に対応したい。

OIE とコーデックスの合同規格

前回部会で、OIE より、動物生産に係る食品安全に関し、コーデックスとの協力関係は既に存在するが、より連携を強固にするために OIE/コーデックス合同規格を作成することを検討する提案がなされた。日本を含めた各国より、両者の協力関係を強化することは非常に重要だが、両組織の規格作成の手続きが全く異なることから、具体的な作業が提案されないと議論が難しい旨の意見が出された結果、コーデックス事務局が OIE 事務局と調整し、手続き上の問題点も含め、合同規格作成の可能性について、討議文書を作成することとされている。

資料は未着であるが、これまでの議論も踏まえ、適切に対応したい。